



山形県公報

平成27年9月18日(金)
第2682号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1145
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1146
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……1147
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……1148
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……1149

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……1151
- 同……………(同) ……1153
- 同……………(同) ……1154
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1156
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1159
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同

告 示

山形県告示第787号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
加 藤 ク リ ニ ッ ク	尾花沢市若葉町二丁目1番7号	平成27. 9. 1
ク レ ア 薬 局 わ か ば 店	尾花沢市若葉町二丁目1番8号	同

山形県告示第788号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアハウス敬寿園	介護予防特定施設 入居者生活介護	山形市大字妙見寺500番地の1	平成27. 7. 15
アイセイ薬局みどり町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市みどり町18番6号	同 8. 25

山形県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
訪問介護ステーション花はな
米沢市城南一丁目5番2号
- 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
米沢市松ヶ岬二丁目2番72号 コンフォ ール6 202号	米沢市城南一丁目5番2号	平成27. 6. 1

山形県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年9月18日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 添津藤島停車場線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市藤島字古楯跡202番15から 同 229番1まで	旧	9.2メートル } 8.2	メートル } 102
同 上	新	13.8メートル } 12.1	同 上

山形県告示第791号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系羽黒川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年9月10日
- 3 廃川敷地等の位置
米沢市大字花沢字八木橋東七3387番12
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,505.00㎡

山形県告示第792号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤山－5	別紙図面のとおり	地滑り
岩部山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩部山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩部山－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
万平山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第793号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩部山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
岩部山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

岩部山－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
万平山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第794号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同 左	平成27. 9. 5
福島県郡山市中町11番5号	同 左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同 左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同 左	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同 左	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同 左	
島根県松江市中原町6番地	同 左	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同 左	
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同 左	
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同 左	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	同 左	
長崎県長崎市万才町3番4号	同 左	
宮崎県宮崎市川原町5番10号	同 左	

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	同 左
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同 左
	長野県長野市南県町 1082番地

山形県告示第795号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

”	” 本楯字通伝7番地
本楯支店	

を

”	” 本楯字前田84番地 の1
酒田きた支店	

に改める。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成28年1月18日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南陽ショッピングプラザ
南陽市郡山字塚田578番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ フ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市あこや町二丁目1番30号	松 谷 幸 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ジョイ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
野 口 俊 明	南陽市宮内2743番地の4	
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大 島 康 広
株式会社パティズ	福島県会津若松市宮町5番14号	齋 藤 啓 一
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社ジョイ	山形市あこや町二丁目1番30号	松 谷 幸 一
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
未 定		
有限会社山形式萬圓堂	山形市あかねヶ丘一丁目16番10号	福 王 進
株式会社三和	南陽市二色根116番地の5	鈴 木 幸 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
野 口 俊 明	南陽市宮内2743番地の4	
株式会社パティズ	福島県会津若松市インター西31番地	齋 藤 啓 一

株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社ジョイ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社シーガル	宮城県仙台市太白区長町一丁目4番2号	日 野 義 憲
株式会社三和	南陽市二色根116番地の5	鈴 木 幸 夫
株式会社プラザクリエイティストアーズ	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大 島 康 広
アコール株式会社	宮城県仙台市泉区泉中央四丁目1番地の5	佐 藤 眞 佐 徳

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
- ロ 株式会社ジョイに係るもの 平成24年6月10日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
- ロ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- ハ 株式会社パティズに係るもの 平成27年3月1日
- ニ 株式会社ジョイに係るもの 平成24年6月10日
- ホ 株式会社デンコードーに係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 平成24年8月1日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成25年6月25日
- ヘ 株式会社シーガルに係るもの 平成24年11月1日
- ト 株式会社プラザクリエイティストアーズに係るもの 平成26年4月1日
- チ アコール株式会社に係るもの 平成27年1月1日

4 届出年月日

平成27年8月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年1月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成28年1月18日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南陽ショッピングプラザ
南陽市郡山字塚田578番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山利昭
株式会社ジョイ 山形市前田町6番10号
代表取締役 松谷幸一
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株式会社ヤマザワ	午前9時	午後10時	
株式会社ヤマザワ薬品			
野口俊明			
株式会社パティズ			
株式会社タツミヤ			
株式会社ジョイ	午前9時	午後8時	年間180日は開店時刻午前7時
株式会社デンコードー	午前9時30分	午後8時	
株式会社大創産業	午前10時	午後9時	
株式会社シーガル	午前10時	午後9時	年間2日は閉店時刻翌日の午前0時
株式会社三和	午前10時	午後10時	
株式会社プラザクリエイトストアーズ	午前9時	午後10時	
アコール株式会社	午前10時	午後8時	

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株式会社ヤマザワ	午前9時	午後10時	
株式会社ヤマザワ薬品			
野口俊明			
株式会社パティズ			

株式会社タツミヤ			
株式会社ジョイ	午前7時	午後8時	
株式会社デンコードー	午前9時30分	午後8時	
株式会社大創産業	午前10時	午後9時	
株式会社シーガル	午前10時	午後9時	年間2日は閉店時刻翌日の午前0時
株式会社三和	午前10時	午後10時	
株式会社プラザクリエイトストアーズ	午前9時	午後10時	
アコール株式会社	午前10時	午後8時	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後10時30分まで。ただし、年間180日は午前6時45分から午後10時30分まで、年間2日は午前6時45分から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時45分から午後10時30分まで。ただし、年間2日は午前6時45分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成27年8月29日

5 届出年月日

平成27年8月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年1月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成28年1月18日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ長井店
長井市九野本字館野762番4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 山形市前田町6番10号
代表取締役 松谷幸一

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ジョイ	午前9時	午後8時45分	年間180日は開店時刻午前7時
丸一薬品有限会社			

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ジョイ	午前7時	午後8時45分	
丸一薬品有限会社			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時まで。ただし、年間180日は午前6時30分から午後9時まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時まで

4 変更年月日

平成27年8月29日

5 届出年月日

平成27年8月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年1月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成28年1月18日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くしびきショッピングプラザ

鶴岡市丸岡字鳥飼121番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄

株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一
---------------	-------------	---------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
五 十 嵐 茂 美	鶴岡市上山添字明神前76	
株 式 会 社 セ リ ア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 宏 光
橋 本 井 園 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
有 限 会 社 達 商	鶴岡市宝田三丁目9番22号	阿 達 満
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一
株 式 会 社 あ じ ま ん	天童市乱川三丁目6番1号	佐 藤 友 紀

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
五 十 嵐 茂 美	鶴岡市上山添字明神前76	
株 式 会 社 セ リ ア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
橋 本 井 園 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株 式 会 社 ジ ョ イ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一
株 式 会 社 あ じ ま ん	天童市乱川三丁目6番1号	佐 藤 友 紀

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年5月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日

ロ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

ハ 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日

4 届出年月日

平成27年8月28日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年1月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		敷金
県営太田町アパ ート2号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 4号	同	3DK	74.0	1	一般用	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800		
同 4号	同	同	74.0	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400		
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		单身可
同	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 中田第1ア パート2号	同 658-3	同	68.8	2	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900		
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200		
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,500	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000		
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300		
同 相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500		
同 糠野目アパ ート	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	1	同	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500		
同 大町アパー ート	同 高島695- 12	同	58.0	1	同	13,900	16,100	18,400	20,800	23,700	27,400		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年10月5日から同月9日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送

の場合は、平成27年10月9日までの消印のあるもの限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成27年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成27年8月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
ユマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- 5 落札金額 17,053,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年7月3日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ11トン級 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年8月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社KCMJ 山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- 5 随意契約に係る契約金額 13,392,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成27年7月から9月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年9月18日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関72箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
企 業 局	平成27年7月30日	森田委員 広谷委員	会田委員 加藤委員
病 院 事 業 局	平成27年7月30日	森田委員 広谷委員	会田委員 加藤委員
産 業 政 策 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
工 業 戦 略 技 術 振 興 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
中 小 企 業 振 興 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
商 業 ・ 県 産 品 振 興 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
雇 用 対 策 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
税 政 課	平成27年7月31日	広谷委員	会田委員
子 育 て 支 援 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
環 境 企 画 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
水 大 気 環 境 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
循 環 型 社 会 推 進 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
み ど り 自 然 課	平成27年7月31日	森田委員	加藤委員
観 光 交 流 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
経 済 交 流 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
管 財 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
農 政 企 画 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
6 次 産 業 推 進 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
県 産 米 プ ラ ン ド 推 進 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
農 業 技 術 環 境 課	平成27年8月3日	広谷委員	会田委員
子 ど も 家 庭 課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
若 者 支 援 ・ 男 女 共 同 参 画 課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員

健康福祉企画課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
地域福祉推進課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
地域医療対策課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
健康長寿推進課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
障がい福祉課	平成27年8月3日	森田委員	加藤委員
管 理 課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
建設企画課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
空港港湾課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
教育庁総務課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
文化財・生涯学習課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
義務教育課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
高校教育課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
スポーツ保健課	平成27年8月24日	広谷委員	加藤委員
園芸農業推進課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
議会事務局	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
市 町 村 課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
企画調整課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
県民文化課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
交通政策課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
情報企画課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
統計企画課	平成27年8月24日	森田委員	会田委員
財 政 課	平成27年8月26日	森田委員 広谷委員	会田委員 加藤委員
県土利用政策課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員
道路整備課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員

道路保全課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員
危機管理課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員
くらし安心課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員
食品安全衛生課	平成27年8月27日	広谷委員	加藤委員
畜産振興課	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
水産振興課	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
農村計画課	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
農村整備課	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
監査委員事務局	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
林業振興課	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
労働委員会事務局	平成27年8月27日	森田委員	会田委員
会計局	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
建築住宅課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
都市計画課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
下水道課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
河川課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
砂防・災害対策課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
学事文書課	平成27年9月1日	広谷委員	加藤委員
人事委員会事務局	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
警察本部	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
人事課	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
秘書広報課	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
行政改革課	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
総務厚生課	平成27年9月1日	森田委員	会田委員

福	利	課	平成27年9月1日	森田委員	会田委員
---	---	---	-----------	------	------

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 農政企画課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの 1件

一般需用費	702,000円
請求年月日	平成27年3月30日
支払期限	平成27年4月13日
支払年月日	平成27年4月27日

ロ 議会事務局

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

資金前渡の精算が正当な理由もなく支払を完了した日から3箇月を超えて遅延しているもの 1件
北海道・東北六県議長会議に係る給油費

資金前渡額	10,000円
資金前渡日	平成26年5月26日
返納処理日	平成27年6月16日

ハ 危機管理課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

危険物取扱者免状及び消防設備士免状書換促進業務委託

支払額	231,895円
請求書受理日	平成26年10月3日
支払期限	平成26年11月2日
支払日	平成27年3月2日

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 1件

支払額	1,612,999円
請求書受理日	平成27年1月6日
支払期限	平成27年1月31日
支払日	平成27年3月2日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(企業局、教育庁総務課、高校教育課、スポーツ保健課)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(企業局、観光交流課、障がい福祉課、危機管理課)

(ハ) 期末手当、勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するものがある。(健康福祉企画課)

ロ 契約

(イ) 一括発注すべきところ、随意契約ができる1件250万円以下に分割して発注しているものがある。(文化財・生涯学習課)

ハ 債権

(イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のものがある。(子ども家庭課)

ニ 補助金

(イ) 額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のものがある。(林業振興課)